



新型コロナウイルス感染症に加え価格高騰等の影響を受ける事業者に対し、中小企業融資制度資金の貸付限度額の引き上げを行います

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油・原材料価格高騰や急激な為替変動の影響を受け、より厳しい経営環境にある事業者の資金繰りを支援するため、該当する事業者に対し、経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）の限度額を引き上げます。

資金名

経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）

貸付対象者（貸付対象者(ウ)を追加）

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前3か年のいずれか同月に比べ15%以上減少している者
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証4号を利用する者
- (ウ) 貸付対象者(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、物価高騰等の影響を受け最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が前年同月に比べ減少している者

資金の概要

項目	改正点	現行
貸付限度額	貸付対象者(ウ)の場合 【設備資金】9,000万円 【運転資金】1億2,000万円 ※既に当該資金をご利用中の場合は、上記限度額から利用残高を控除した額を限度額とします。	【設備資金】6,000万円 【運転資金】8,000万円
貸付利率	年0.8%	
貸付期間	【設備資金】10年以内（据置期間2年以内） 【運転資金】7年以内（据置期間2年以内）	
信用保証料	セーフティネット保証利用の場合は全額、他の保証制度利用の場合は一部を、県及び市町村が補助します	

取扱開始日

令和4年7月1日（金）申込分から

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部経営・創業支援課金融支援係
(課長)滝沢 倫弘 (担当)山岸 郁美
電話：026-235-7200 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2961

FAX：026-235-7496

E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp